

## 第1章

## 「新たな防災教育」の原点

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震は、阪神・淡路地域に未曾有の大災害をもたらし、多くのかけがえのない子どもたちや教職員が犠牲となっただけでなく、教育施設も甚大な被害を受けた。しかし、そうした状況下にあって被災地の多くの学校が避難住民の身の安全と生活の拠り所として大きな役割を担った。

県教育委員会では学校教育の復旧を急ぐ一方で、兵庫の教育の創造的復興に向けて、震災直後の3月はじめに緊急に防災教育に関する検討を開始し、4月には防災教育検討委員会を設置した。検討委員会では、学校の防災体制、学校における防災教育、被災児童生徒の心のケアを三つの柱として防災教育の体系の構築に向けた検討を進め、同年10月17日に提言「兵庫の教育の復興に向けて」を提出した。

## 1 防災教育検討委員会の概要

## (1) 防災教育検討委員会設置の経緯

## ①防災教育協力校の指定（3月8日）

阪神・淡路大震災に係る教育活動の記録と検証を通して、その課題を明らかにするとともに、今後の学校の防災教育の在り方を検討し、新たな防災教育の指導内容・指導方法を確立するため、被災地の学校15校を防災教育協力校に指定した。第1回協力校会議を開催。

神戸市立福池小学校、同兵庫大開小学校、同千歳小学校、同鳥帽子中学校、同神戸生田中学校、同鷹取中学校、西宮市立大社小学校、同上ヶ原中学校、芦屋市立宮川小学校、同精道中学校、宝塚市立宝塚小学校、北淡町立北淡東中学校、県立御影高等学校、同兵庫高等学校、同盲学校

## ②防災教育座談会（3月17日～）

第1回協力校会議の助言者（河合隼雄委員、徳山明委員）から協力校への聞き取り調査を早急に実施するよう提案があり、この発言を受けて、防災教育協力校を中心に座談会を開催した。

## ③協力校訪問インタビュー（3月24日～）

徳山委員の指導の下、兵庫教育大学の大学院生等による、協力校への訪問インタビューを実施。

## (2) 防災教育検討委員会の開催（4月25日～）

## ①目的

阪神・淡路大震災に係る教育活動の記録と検証を通して、その課題を明らかにするとともに、今後の学校における新たな防災教育の在り方を構築する。

②委員11名（大学研究者・教育関係者等）。

委員長に河合隼雄氏、副委員長に徳山明氏を選出。

## ③課題

- ・災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化に関すること
- ・学校における防災教育に関すること
- ・児童生徒の心のケアに関すること

## ④部会（3部会に分かれて4～5回の会議を開催）

震災によって学校教育機能がマヒした事実から多くの課題や問題が提起される。各学校から提出された事例報告を整理。

## ⑤中間まとめ

各校の取組事例を整理して部会別の中間報告書を提出し、第2回防災教育検討委員会「防災教育の課題」（中間まとめ案）を作成。

## (3) 提言（10月17日）

各部会ごとに中間報告書の見直しと課題の協議を行い、「部会報告書」をまとめる。各部会から出された課題をもとに、各委員の助言を得て「兵庫の教育の復興に向けて」（提言）をまとめる。

## 2 提言「兵庫の教育の復興に向けて」

### 提言にあたって

防災教育検討委員会 委員長 河合隼雄

未曾有の災害をもたらした大震災から9箇月。私たちはほとんど無から有を生み出す努力を重ねなければならなかった。震災の提示した苛酷な現実を直視し検証することから私たちの復興への道が始まったといえる。

多くの人々のかけがえのない命が奪われ、地震や火災で大切な家族や住む家をなくした人たちは、漠とした不安と日々の慌ただしさの中に秋を迎えた。季節の移ろいの中で被災した人たちが、不自由を余儀なくされながら、それでもなお互いにいたわりあい支えあって生きる姿や、自らの皮膚感覚を通して学びとった貴重な体験の数々はモノの豊かさに慣れてしまっていた私たちの日常の生活や社会の在り方を改めて問い直すとともに、人として分かち合うこと、共に生きることのすばらしさを私たちに教えている。それは、兵庫県政を目指す「こころ豊かな人づくり」の理念が県民の心に脈々と流れていたことの証であり、震災後に空前の広がりをみせたボランティア活動の潮流とともに国内外から高く評価されているところである。

こうした理念は、避難所となった学校における校長はじめ教職員の献身的な取組の随所に窺うことができた。学校は人々に安心と秩序を与え、避難住民との共存を図りながら教育活動の正常化に向け全力で取り組んだが、そうした教職員の一丸となった取組が自ずと住民の自立を促し、復興への大きな推進力となった。しかし、その道のりは、学校にとってすべてが初めての経験であり、文字通り苦難と試練の連続であったといえる。

模索の日々の中で、子どもたちは国内外から駆けつけた多くのボランティアの人たちの献身的な働きや温かい励ましに接し、多くの大切なことを学ぶとともに、絶望や悲しみに挫けそうな自分を絶えず励まし続け、亡くなった友の分まで生きようとするもう一人の自分を見出したにちがいない。そうした一つ一つの貴重な体験や心の在り処が、失いかけていた街に灯りを取り戻し、学校にぬくもりと明るさを呼び戻しつつある。

震災は社会構造を見直す契機も与えてくれた。子どもたちがこの度の体験を貴重な糧として、いかなる困難に直面しても決して挫けることなく、常に生きる勇気と希望を忘れずこころ豊かに育っていくことを願ってやまない。

兵庫の教育の復興は、申すまでもなく、21世紀を自らの時代として生きる子どもたちの育成にかかっている。このため、私たちは、震災の教訓を生かした、災害に強く安心して学ぶことのできる魅力ある学校づくりや、人間としての在り方・生き方を考えさせる新たな防災教育を

推進し、全国に発信できる兵庫の教育の復興と創造  
に、本提言の趣旨が反映されることを期待してやま  
ない。

平成7年10月17日



# 提 言「兵庫の教育の復興に向けて」

## 1 災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化

学校施設は、本来児童生徒の教育活動のためのものであり、避難所としての機能は付加的・応急的なものである。しかし、この度の震災では、地震の規模や被害が余りにも大きく想像をはるかに超えたものであったため、学校が避難住民の身の安全と被害状況、安否確認、生活情報等を得る拠り所となり、地域コミュニティーの中核として大きな役割を果たした。

今後、学校が教育活動の場として安全であり、しかも災害時における緊急の避難所としての役割を果たすためには、建物の耐震補強や施設の安全性の向上を図るなど防災機能の強化に努めることが大切である。なお、その充実方策については、教育活動が円滑に推進できるようにするとともに、学校教育施設としての機能向上につながるよう配慮していくことが求められる。

### (1) 学校施設の防災機能の充実

#### ア 立地条件と学校施設の強化

学校及びその周辺の自然条件や社会環境の諸条件を勘案し、災害時における危険性の予測される学校については関係機関との連携を図りながら重点的に施設の整備・補強を行い、防災機能の強化に努めるとともに、児童生徒の教育活動の場としての安全性の再点検を行い、施設の耐震性や防火性の向上に努めることが求められる。

#### イ 設備・備品等の安全管理

学校にはコンピュータをはじめとしてテレビ、ロッカー、各種の書棚、書架、薬品棚等の設備・備品が多い。化学薬品棚の倒壊により出火した例もあるため、設備や備品等の転倒・落下・移動等の防止についてその安全管理を強化するとともに、災害が授業中に発生した場合にあっても、まず児童生徒の安全と避難経路が確保できるようその設置方法・場所等につ

いて十分配慮しておく必要がある。

#### ウ ライフラインの確保

今回の震災において学校は、多くの被災者を受け入れ、さまざまな課題を残しながらも災害時における緊急の避難所として重要な役割を果たした。今後は外部の救援体制が整うまでの初期段階において、児童生徒や避難住民の安全確保を図る上から、学校として持つべき防災機能の強化に努めることが大切である。このため、救命救急や救援物資搬出入のためのスペースや食料を備蓄できる場所等を確保するとともに、太陽光発電をはじめとする新エネルギー設備を重点的に整備し、照明やポンプ、通信用の電力の確保に努める必要がある。また、井戸や耐震性を強化した浄化装置付きプール、雨水を利用した地下貯水槽等についても必要に応じて設置したり、学校給食施設の耐震性の強化及びガス供給方式の併用化をすすめるなど、災害時にも対応できるライフラインの確保に努めることが大切である。

#### エ 情報通信基盤の整備

避難所となった学校において必要とされた主な情報は、全体の被害状況や行政からの情報とともに、避難住民の肉親の安否確認であった。今回の地震では交通が寸断され、通信の輻輳と被災地における情報の混亂が起こった。今後は、児童生徒や教職員及び避難住民の安否の確認や、災害対策本部等からの広報連絡など、災害時において必要とする情報の収集や提供が正確かつ迅速に行われるよう避難所となる学校の情報通信基盤の整備に努めるとともに、平常時の教育活動においても情報教育の一層の活用等が図れるよう光ファイバーによるネットワークを学校間に構築したり、防災無線等を学校に備えるなど、情報通信網の多重化・分散化を促進することが必要である。

### (2) 災害時における学校の果たす役割

#### ア 地域防災計画における学校の位置づけ

今回の震災において、学校が果たした役割や学校機能の回復に支障を來した反省に基づき、県や各市

町は地域防災計画の中に災害時における避難所としての学校の在り方を考えておく必要がある。ただし、さまざまな機能を備えた防災拠点やコミュニティー防災拠点（防災安全街区）等の整備については、それぞれの実情に応じて県や各市町が整備を推進することが求められる。

#### イ 避難所となった学校の役割

災害発生時における学校の第一の役割は、児童生徒の安全を確保することにあるが、避難所となる学校にあってはその設置・運営についても協力・援助することが求められる。このため、校長はじめ教職員は、県や市町の災害対策担当部局から派遣される避難所管理責任者の調整の下、町内会や自治会等の住民組織からなる地域の自主防災組織やボランティア組織等の協力を得ながら、避難所運営システムの早期確立に向けて尽力することが求められている。

ウ 避難所となった学校に対する教育委員会の役割  
県や市町の教育委員会にあっては、学校の避難所の運営が円滑になされ、かつ学校機能が早期に回復されるよう人的支援、非常時の諸手続き等の必要な措置を講じるとともに関係部局の行う災害応急対策が迅速且つ円滑に行われるようその連絡・調整に努めることが重要である。このため、あらかじめ避難所の開設に当たっての初期対応や避難所運営の在り方、地域の自主防災組織やボランティア組織との連携方法等について、関係部局と十分な協議を行い、学校の役割分担を明確化しておくことが必要である。特に、学校医・地域医師会との連携による当初の地域救命救急体制の確立支援、また、被災校舎の危険度判定早期実施にかかる措置等は緊要の課題である。

エ 学校における中枢施設の確保と施設の提供  
学校は教育を目的とする施設であり、非常時といえども学校機能の早期回復が期される。このため、校長室、職員室、保健室、会議室等の管理関係諸室の中核施設を確保するとともに、施設の提供については、運動場や多目的ホール等の使用優先順位をあらかじめ決めておく必要がある。

一方、市町にあっては、非常災害時に避難所となる施設やそれぞれの収容人数について平素から地域の人々に周知徹底を図っておくことが大切である。

#### オ 行政機関への移行手順の明確化

県や市町の教育委員会は、学校機能の早期回復を図るため、災害時における学校の果たす役割やそれに伴う教職員の任務分担について平素からその周知を図るとともに、避難所の運営管理について、行政機関への移行手順をあらかじめ決めておくことが重要である。その際、避難所となった学校については、学校や防災災害対策担当部局等との連携を密にした取組により、教育活動の停止期間が1週間を超えないよう最大限の努力をするべきである。

### （3）学校教育機能の回復

#### ア 応急教育の実施のための措置

震災によって転校を余儀なくされた児童生徒数は3万人を超えた。県や市町教育委員会は、災害時における児童生徒の転校手続き等についての弾力的運用を図るよう通知の周知徹底に努めたり、児童生徒や保護者等の経済的・精神的負担を軽減するため授業料の免除や奨学金制度の積極的活用等の必要な措置を可及的速やかに講ずる必要がある。また、校区の通学路や交通手段等の確保、被災児童生徒への教科書・学用品等の給付など、応急教育の実施に必要な措置を講ずるとともに、休校・再開の決定、授業の実施形態や方法等についても各学校を適切に指導することが重要である。

#### イ 教育活動の場の確保

今回の震災では、校舎の損壊や避難住民の滞在の長期化に伴って学校再開が遅れた。また、午前中授業や2部授業等で再開にこぎつけたものの、運動場への仮設教室の設置や体育館等の施設が避難者の生活の場となっていることなどにより、正常な教育活動ができない学校が今なおある。県や市町の教育委員会にあっては、災害時において、外部の社会教育施設との連携による借用等、早急に代替施設を確保する必要がある。また、避難所での生活を余儀な

くされている児童生徒については、学習の場を確保するため、学校図書館等を開放するなどの措置が望まれる。

#### ウ 教職員の人的支援体制の確立

このたびの震災では、被災地の教職員は本来の教育活動以外にも避難所業務に携わることになり、学校には24時間勤務体制が求められた。避難所の管理運営に関しては、本来、市町がその責を担うべきものであるが、災害救援業務における教職員のリーダーシップの大きさに鑑み、今後ともその指導力や行動力に相当の期待が寄せられるところである。しかしながら、県や当該市町にあっては、教職員が学校機能の早期回復に専念できるよう、避難所運営に係る負担を早期に軽減解消していくことが求められている。このため、県や市町の教育委員会は、災害対策担当部局と十分協議し、教職員の人的支援体制について近隣の府県や市町の教育委員会と相互援助協定等を結ぶなど、あらかじめその整備について検討しておくことが望ましい。

#### エ 教職員の勤務条件の整備

このたびの震災においては、教職員の献身的な救援・支援活動や教育正常化への熱心な取組に対して各界から大きな評価を得、避難所内自治組織の確立やボランティアの組織化等、教育活動以外についてもその潜在的能力が改めて実証されたところである。避難所の運営システムが確立するまでの間、教職員の協力・援助は必要不可欠であるが、今後は、避難所運営業務の負担が過重にならないよう、災害時における教職員の役割をあらかじめ明確にしておくとともに、運営業務に従事する場合には、それに伴う勤務条件の整備について国とも十分協議する必要がある。

#### オ 自治組織確立への支援

災害が発生した場合、避難所となる学校においては、避難住民との共存を図り円滑な運営を行っていくことが学校機能の回復にとって重要である。このため、学校は、各避難所における避難者の自治組織が早期に確立されるようにその支援に努めることが大

切である。

また、市町の災害対策担当部局は、関係機関と協議して避難所運営マニュアルを作成するとともに、平素から地域の町内会や自治会等を通し、非常時の役割分担やリーダーの養成等、自主防災組織の育成に努めておくことが肝要である。

### 2 学校における防災教育の充実

避難所となった学校においては、地震発生直後から多数の避難住民の受入れやその対応とともに、長期に及ぶ施設の提供を余儀なくされた。こうした状況の中にあって、学校と避難住民との共存の在り方や子どもたちの学習面での遅れに対する指導など、学校教育に関わる多くの課題が山積した。今後は、災害発生時における管理職としての危機管理の在り方や学校機能の早期回復のための行政との役割分担を明確にするなど、学校における新たな防災体制の確立に努めるとともに、人間の在り方・生き方を考えさせる防災教育の推進を図っていくことが肝要である。このため、学校・家庭・地域社会が連携し、それぞれの教育機能を發揮するとともに、平素から、地域にも開かれた学校づくりを一層推進していくことが求められる。

#### (1) 学校防災体制の整備・充実

##### ア 校内防災組織の整備

学校は、災害発生時には、児童生徒の安全確保を第一としなければならない。このため、学校は、災害発生後にあっては、早急に児童生徒の安否の確認を行うとともに保護者への連絡・引渡し方法等についてあらかじめ検討しておく必要がある。

また、災害の種類や程度、或いは、在校中・登下校中等の発災時によるさまざまな場合を想定して教職員の役割や分掌を決定するなど、学校における防災体制の整備・充実を図るとともに、教職員の積極的参加を求めることが肝要である。

#### イ 地域防災組織との連携

学校においては、PTAや地域住民と協力して、地域の自然条件や社会環境等の特性に応じた防災対策を講じたり、防災訓練を実施することが肝要である。

また、必要に応じて、地域の日本赤十字、消防、警察等と連携した総合訓練を実施することが望ましい。

#### ウ 防災体制の整備・充実に向けた教育委員会の役割

県や市町教育委員会にあっては、各学校が非常災害時に適切に対処できるように、その運営方法も含めた学校の防災計画の作成や見直しについて指導助言する機会を設けるとともに、児童生徒の安全指導や避難訓練の在り方、教職員の役割分担等について具体的な指導や研修を行う必要がある。

また、地域の実態を踏まえた学校の防災体制の在り方についても研究をすすめることが大切である。この他、大学等関係機関との連携のもとに、災害において、避難所運営等の指導に当たる防災教育指導員の育成を図り、今後に備えることも重要である。

### (2) 新たな防災教育の推進

#### ア 安全教育の充実

児童生徒に命の大切さを教えていくことは教育の原点である。災害が発生した場合には、状況を的確に判断し、落ち着いて適切な行動ができる能力や態度を児童生徒一人一人に育成していくことが大切である。

また、平素から児童生徒の防災意識の啓発に努めるとともに、危機管理の手引書としての教師用マニュアルを作成し、内容について定期的に見直すなど、地域の特性を踏まえた災害への対応を可能な限り検討しておく必要がある。

#### イ 教職員の指導力の向上

災害の発生時において、児童生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、校長はじめ教職員が、迅速かつ適切な行動をとることが不可欠である。このため、教職員は、地域の防災体制等についても十分熟知するとともに、平素から防災リテラシ

ーや応急処置能力の向上に努めることが大切であり、加えて、国や都道府県の教育委員会においても、教職員の資質向上につながる研修会の実施等、施策の充実を図ることが必要である。

#### ウ 人間教育としての防災教育の推進

災害のメカニズムを学習するとともに、自然の動態の認識、人間としての在り方・生き方を考えさせる教育を推進するなど、人間教育を原点に据えた防災教育を学校教育計画の中に位置づけて実施することが肝要である。また、幼児や児童生徒の発達段階に応じ、地域性を生かした副読本や防災教育カリキュラムを作成したり、震災体験を次代に語り伝えるための記録の編纂、さらには、家庭や地域と連携した防災教育の効果的な指導内容や指導方法を構築するため防災教育推進地区の指定等により、その成果を積極的に発展させていくことが大切である。

### (3) 震災体験を生かした教育の推進

#### ア 生きる力を育む

震災体験は、児童生徒がどう現実を切り拓き、どう適応していくのかという課題を提起している。被災した児童生徒が、震災の悲しみや困難を乗り越え、たくましく心豊かに生きていくよう指導することが求められている。このため、各学校にあっては児童生徒がこの度の貴重な体験を通じて学んだ助け合いの心や思いやりの心を社会に根づかせる教育を推進したり、自然学校等の事業を通して豊かな感受性や自然への畏敬の念を育てるなど、こころ豊かな人間の育成に一層努めることが肝要である。

#### イ 情報リテラシーの育成

このたびの震災においては、非常時の情報連絡手段としてパソコン通信の有効性が実証されたところである。しかし、情報通信システムを有効に活用するためには、平素から情報機器を自由に使いこなせる能力や態度を育成しておくことが肝要である。このため県や市町の教育委員会にあっては、教育現場へのパソコン等の情報通信機器の整備を一層促進し、マルチメディアを活用した情報教育の実施や研修会等の

充実により、教育の指導力や情報管理能力等の向上に努める必要がある。

また、地域住民自らが情報リテラシーを向上させるための機会の充実に努めるなど、開かれた学校づくりを一層推進する必要がある。

#### (4) ボランティア教育の推進

##### ア 学校におけるボランティア教育の推進

今回の震災においては、国内外から延べ130万人を超すボランティアが駆けつけ、被災者の救援活動や避難所における生活の支援に当たるなど、多種多様な活動を展開したため、ボランティア活動の重要性が改めて認識されたところである。今後は、学校においてもボランティアの理念等についての学習機会の充実に努めるとともに、国籍を越えて「共に生きる」社会づくりに向けた実践的活動が日常的に行えるよう、学校におけるボランティア教育の一層の推進を図ることが大切である。

##### イ 体験学習とボランティア精神の確立

多くの学校が避難所となったことから、児童生徒は避難住民との交流や支援などの体験を通して、地域社会の中で、言葉や生活習慣の違いを越えて、すべての人が助け合い、支え合って生きることのすばらしさや思いやりの心の大切さなど、教室では学べない多くのものを学んだだけでなく、人間としての在り方・生き方や市民社会の基本的ルールなどについても考える貴重なきっかけとなった。県や市町教育委員会等においても、児童生徒がこの震災体験に学び、地域のボランティア活動等に主体的に参加できるような場や機会の充実を図り、児童生徒自らのボランティア精神の涵養に努める必要がある。

### 3 心の健康管理

大きな災害や悲しみに直面した人は、表面的には何事もないように見えていても、心の奥底では傷が深く、それが周囲の人間関係や社会生活の中で様々な形の障害となって現れる。それは、被災した児童生徒だけでなく不

眠不休で救援活動に携わった教職員にも当てはまる。県や市町の教育委員会や関係部局においては、震災後メンタルケアを必要とする人たちに対する相談事業や研修会の実施など必要な措置が講じられてきたが、今後も被災した児童生徒や教職員が、震災により生じた困難な現実を乗り越え、生きがいをもって心豊かに生きていくための支援体制の整備に努めるとともに、長期的な視野に立った継続的・持続的な「心のケア」を推進していくことが重要である。

#### (1) 心のケアの充実

##### ア 被災児童生徒への心のケア

児童生徒が受けた心の傷を癒すためには、継続的かつ長期的な心のケアが必要である。退行現象のようにその影響が顕著に現れる場合もあるが、一般には、表面的に何事もないように見えていながら、心の傷が奥底に残り、将来の生活に影響を及ぼすことがある。こうした心的障害を取り除くためには、教職員をはじめとした周りの大人が子どもたちとの温かい関係を保ちながら、子どもたちの言動に対して共感的な理解に努めるなど、カウンセリング的な態度で支援することが必要である。

##### イ 教職員への心のケア

被災地の学校においては、地域住民の避難所として多数の避難住民を受け入れ、教職員自らも被災者でありながら、避難所の運営業務や教育活動の正常化に心血を注いだ。このため、教職員の精神的疲労にも大きなものがあると考えられる。教職員の心の健康は、単に教職員自身の問題にとどまらず、児童生徒等に対する影響も大きいことから、教職員に対する心のケアの支援体制の確立に努める必要がある。

#### (2) 専門機関等との連携システムの確立

児童生徒の心のケアについては、身近にいて子どもたちをよく理解している学級担任や養護教諭等の

果たす役割が重要・不可欠である。一方、教職員の心のケアについては、同僚や学校関係者の支援がなされているが、十分対応しきれないケースもある。

児童生徒及び教職員の心のケアを、より適切でより効果的なものにするためには、教職員のカウンセリング能力の向上に努めるとともに、必要に応じて学校にカウンセラーを配置したり、県や市町の教育相談センター、保健所、精神保健福祉センター、こころのケアセンターなどの専門機関と連携を密にしておく必要がある。

### (3) 指導力・実践力の向上

#### ア 指導力の向上

児童生徒は、震災後何が起きたかを理解するのに大人よりも時間がかかる上に心の傷による心身の変化の表し方もさまざまあるため、一人一人の個に応じた対応方法が必要である。また、温かい学級集団が持つ心の治療機能も重要である。このため、心が傷ついている児童生徒の僅かなサインを見逃さずに対処したり、集団における児童生徒間のプラスの影響力を高めあえるような学級経営ができるなど、教職員の心のケアに関する力量の向上が求められている。

#### イ 指導資料の作成や研修会・講習会等の充実

被災した児童生徒が多くの時間を過ごすのは学校である。心のケアに関する教師の力量は、児童生徒の災害後の立ち直りの重要なポイントである。被災後の人間の心理状態や行動を理解するとともに、PTSDの予防に努めるとともに、その症状に陥った子どもたちに対しては、対応方法等を正しく理解しておくことが大切である。そのためにも、教職員が日常的に適切な対応ができるような具体的な指導方法等を示した資料の作成が急がれる。

また、県や市町の教育委員会等にあっては、研修会や講習会の在り方について小グループによるケーススタディの実施など、常に教職員が主体的に取り組めるようにその研修内容や方法の工夫に努める必要がある。

#### ウ 家庭・地域社会との連携の強化

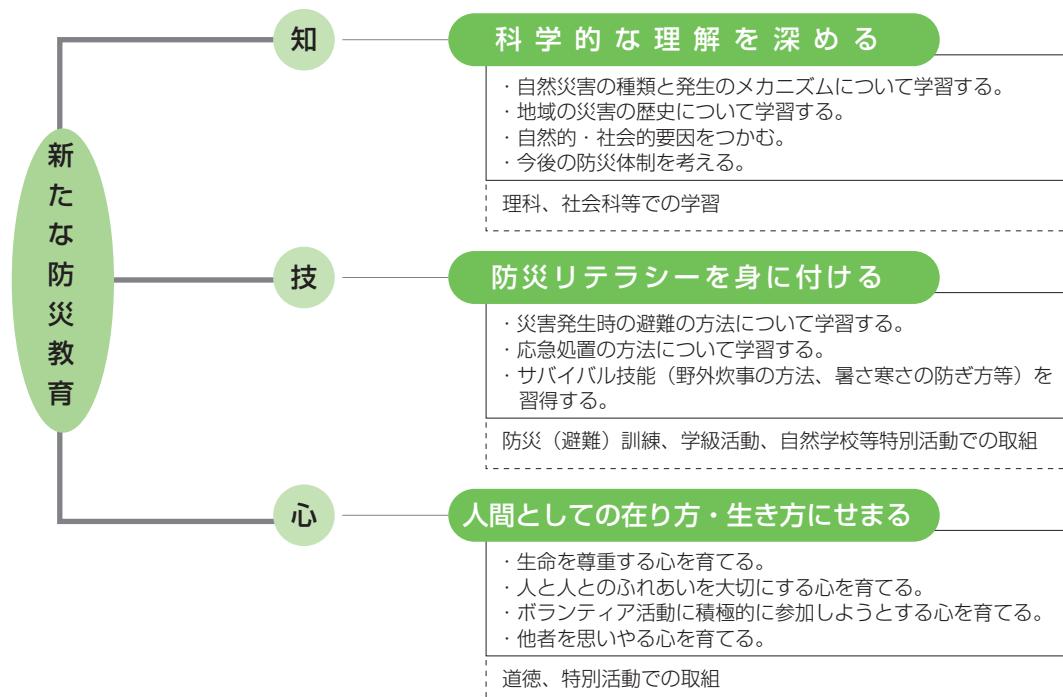
児童生徒の抱える心の問題の根底にあるものには、児童生徒の生活基盤の不安定さに起因する場合が多くみられる。子どもたちの心の悩みの解決には、家族の絆や周囲の温かく包み込む人間愛が何にもまして大切であることから、家庭や地域社会と連携を密にしていくことが肝要である。

### 3 「新たな防災教育」の理念

「防災教育」といえば、火災や地震、風水害などの災害に係る安全教育を指すことが多い。しかし本県においては、こうした災害安全教育に加えて、阪神・淡路大震災から学んだ多くの教訓や示唆を生かし、人間教育の視点に立った広義の防災教育を考えており、これを従来のものと区別するため「新たな防災

教育」と称している。

従って、この「新たな防災教育」は、災害から自らの生命を守るために必要な能力や態度を身に付けたり、防災に関する意識の高揚を図ったりするなど、従来の安全教育の充実に加えて、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の実践を目指すものである。



(※)「総合的な学習の時間」においては、「知」「技」「心」の要素を総合的に組み合わせた学習が考えられる。

### 4 提言の趣旨の具体化

本提言は、震災からの兵庫の教育の創造的復興を目指す防災教育の基本的な方向性を提示したも

のであり、震災後の教育復興の「原点」に位置づけられる。

提言に示された各項目については、次に示すとおり、平成7年度より順次実施に移されていった。

図表 I-2-1 防災教育検討委員会の検討項目とその実施状況

ねらい	創造的復興を目指す防災教育の基本的な方向性の提示	具体的な実施状況
検討項目	1 災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化 (1) 学校施設の防災機能の充実 ..... (2) 災害時ににおける学校の果たす役割 ..... (3) 学校教育機能の回復 ..... 2 学校における防災機能の充実 (1) 防災体制の整備充実 ..... (2) 新たな防災教育の推進 ..... (3) 震災体験を生かした教育の推進 ..... (4) ボランティア教育の推進 ..... 3 心の健康管理 (1) 心のケアの充実 ..... (2) 専門機関と連携システムの確立 ..... (3) 指導力・実践力の向上 ..... (4) 家庭・地域社会との連携の強化 .....	→8年度より順次実施 →9年度までに基本的な考え方の提示 →9年度までに基本的な考え方の提示 →8～9年度防災教育モデル地域指定事業等 →8年度～専門推進員の配置・副読本の作成 →8年度～副読本、手引書の作成 →8年度～「ボランティア実践」実施校の指定 →7年度～教育復興担当教員の配置 →7年度～スクールカウンセラーの配置 →7年度～災害を受けた子どもたちの理解とケア事業 →8年度 防災教育推進協議会で協議